

AppGoose 使用許諾特約

この「AppGoose 使用許諾特約」（以下「本特約」といいます。）は、下記のクラウドサーカス ソフトウェア使用許諾共通約款（以下、「本共通約款」といいます。）の特約として、本共通約款とともに、本ソフトウェア（第 1 条 (2)号にて定義されます。）の使用許諾契約（以下「本契約」といいます。）の契約条件を定めることを目的としています。

記

（本共通約款の URL: <https://www.startialab.co.jp/agreement/>）

以上

第 1 条（定義）

本特約において使用される用語の定義は、次の各号のとおりとします。

(1) 「O2O」

ネット上（オンライン）から、ネット外の実地（オフライン）へ顧客を誘導して購買行動につなげるマーケティング施策をいいます。

(2) 「本ソフトウェア」

クラウドサーカス株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する、O2O アプリに表示させるコンテンツを制作することができる SaaS 型のソフトウェア「AppGoose」をいいます。

(3) 「本コンテンツ」

AppGoose の機能を用いて制作される集客用の O2O コンテンツをいいます。

(4) 「GOOSEE」

お申込者が本コンテンツを登録することができる O2O アプリであって当社が運営管理するものをいいます。GOOSEE には、全てのお申込者が登録した本コンテンツが表示されます。

(5) 「本クライアント」

お申込者に本コンテンツの制作を委託した会社、団体又は個人をいいます。

(6) 「まとめアプリ」

お申込者が掲載した本コンテンツ又は、お申込者が本クライアントから委託を受けて掲載した本コンテンツのみが専用で表示される O2O アプリをいいます。

(7) 「エンドユーザ」

スマートフォン端末等に GOOSEE 又はまとめアプリをダウンロードして、利用する一般ユーザをいいます。

(8) 「指定サイト」

米 Apple Inc.（その日本法人・関連会社等を含む。以下「アップル社」といいます）又は米 Google Inc.（その日本法人・関連会社等を含む。以下「グーグル社」といいます）

ます) が運営するアプリのダウンロード用サイトをいいます。

(9) 「iOS Developer Program 登録申請代行」

当社がお申込者からの依頼に基づきアップル社に対する掲載者のアカウント登録の申請を代行することをいいます。

(10) 「アプリ掲載申請」

まとめアプリを指定サイトに掲載するため、アップル社又はグーグル社に申請することをいいます。

(11) 「アプリ申請代行」

当社がお申込者からの依頼に基づき、アプリ掲載申請を代行することをいいます。

第2条 (本ソフトウェアの自社使用及び本コンテンツの第三者提供)

1. 本ソフトウェアは、下表のとおり自社使用専用型、シングルコンテンツプロバイダー型又はマルチコンテンツプロバイダー型に分類されます。お申込者は、分類に応じて表に規定される範囲内で本ソフトウェアを使用することができます。

	自社使用専用型	シングルコンテンツ プロバイダー型	マルチコンテンツ プロバイダー型
本ソフトウェア の種類	<ul style="list-style-type: none">AppGoose Free	<ul style="list-style-type: none">AppGoose EntryAppGoose Light	<ul style="list-style-type: none">AppGoose BusinessAppGoose(Cloud CIRCUS for Creative Entry)AppGoose(Cloud CIRCUS for Creative Light)AppGoose(Cloud CIRCUS for Creative Standard)
自社使用※	可	条件付き可	可
本コンテンツの 第三者提供※	不可	1社に限り可	何社でも可

※ 「自社使用」とは、お申込者が、自身の社内向けに又は自身のマーケティング活動のために本ソフトウェアを使用することをいいます。

※ 「本コンテンツの第三者提供」とは、お申込者が、本コンテンツのプロバイダーとして、第三者から委託を受けて本コンテンツを制作し、これらを GOOSEE 又はまとめアプリに登録することにより、当該第三者に提供することをいいます。

2. シングルコンテンツプロバイダー型のお申込者は、次の各号の規定の適用を受けます。
 - (1) お申込者は、本ソフトウェアの申込書において、本コンテンツの第三者提供を行う対象とする第三者を、1社に限り指定することができます。
 - (2) お申込者が前号の第三者を指定したときは、本ソフトウェアの自社使用ができなくなります。
 - (3) お申込者は、第1号の第三者を変更する場合、事前に当社所定の書面により当社に申請を行い、当社から承諾を得なければなりません。

第3条（まとめアプリ）

1. 本条の規定は、まとめアプリを利用することができる本ソフトウェアのお申込者に適用されます。
2. iOS Developer Program 登録申請代行及びアプリ申請代行は、有償オプションとします。
3. お申込者は、アップル社及びグーグル社の審査があることを勘案して、指定サイトにまとめアプリが掲載されることを、当社が保証しないことを確認します。また、お申込者は、指定サイトへの掲載後もアップル社又はグーグル社により指定サイトからの掲載取消の可能性があることを確認します。
4. 当社は、お申込者に対して、指定サイトを通じてまとめアプリを第三者にダウンロードさせて使用させる権利を許諾します。
5. アップル社又はグーグル社によるアプリの審査基準の変更に対応するための本コンテンツの補正作業は、お申込者が自ら行うものとします。

第4条（本コンテンツの一般公開）

1. お申込者は、本コンテンツのうち当社の指定するものが GOOSEE で閲覧可能となることについて予め承諾します。お申込者は本コンテンツが GOOSEE で閲覧可能となること、又は掲載されないことについて、当社に一切の異議を申し立てることができないものとします。
2. 前項の規定は、お申込者がまとめアプリ向けの本コンテンツを公開した場合においても適用されるものとします。

以上

2017年5月9日施行
2020年7月5日改訂
2020年9月22日改訂
2020年10月21日改訂
2020年11月25日改訂

2021年7月1日改訂

クラウドサーカス株式会社